



一昔前までは当事者間の問題とされてきたハラスメントは、もはや当事者間の問題では済まなくなり、会社を巻き込む犯罪事件となることもあり、令和2年6月1日から改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行され、中小企業に対しても令和4年4月1日から法の措置が義務付けられました。ハラスメントにより心に深い傷を負うことで働くことが出来なくなることは、会社の損失にとどまらず、その人の人生をも壊すこととなります。本セミナーではなぜ、今ハラスメント対策が必要なのか、ハラスメントの現状とその種類、会社が責任を問われるケースをお話し、その原因と防止・対策について、元刑事目線で解説します。ぜひこの機会にご参加ください。

■ 講演内容

1. なぜ？今ハラスメント対策が必要なのか
2. ハラスメントの現状
3. 職場におけるハラスメントとは
 - ① セクシャルハラスメント
 - ② 妊娠・出産等に関するハラスメント
 - ③ パワーハラスメント
4. ハラスメントで会社が問われる責任
5. ハラスメントが起こってしまう原因
6. ハラスメントの防止と対策

■ 講師紹介

- ・社会保険労務士
- ・ガーディアン社会保険労務士事務所代表
- ・警察の元刑事 一般社団法人日本刑事技術協会登録講師

えしま みおこ
恵島 美王子 氏



人事総務出身者が多数を占める社労士業界において異色の経歴を持つ。元警察の刑事部出身の社会保険労務士。交番・交通課勤務を経て、本部刑事部捜査第二課・所轄刑事課知能犯係において、詐欺・横領・贈収賄事件等の知能犯捜査に従事。その後、法律事務所・社労士事務所に転職後、2022年企業の労務リスク対策に特化した社労士事務所を設立。

日時 令和4年 **11月18日(金)** 18:00～20:00

会場 筑西市商工会 2階 会議室 or オンライン受講

※オンライン受講を希望される方は、メールアドレスを必ずご記入ください。

受講料 無料 **定員** 会場 20名 / オンライン 20名

主催 筑西市商工会 建設業部会・工業部会 お問合せ TEL: 0296-52-2511

申込み 11月11日(金)迄に、FAXにてお申込ください。【FAX: 0296-52-5397】

筑西市商工会 行

11月18日(金)「経営者が知るべきハラスメント対策セミナー」参加申込書

FAX: 0296-52-5397

事業者名		氏名	
住所		氏名	
連絡先	TEL:	FAX:	メールアドレス: